

別表第5 (第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項)

排煙の規制基準 (ばいじん)

事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。

1 廃棄物焼却炉に係る基準

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準

$$Q_i = C_i \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、廃棄物焼却炉において排出することができるばいじんの量の許容限度（単位 g/h）をいう。

2 「 C_i 」とは、施設の規模に応じて次に定める係数をいう。

施設の規模	C _i (係数)		
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（平成15年4月1日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	0.25	0.25	0.15
1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	0.15	0.15	0.15
1時間当たりの焼却能力が625kg以上1,000kg未満	0.15	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上2,000kg未満	0.10	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が2,000kg以上4,000kg未満	0.08	0.08	0.08
1時間当たりの焼却能力が4,000kg以上	0.04	0.04	0.04

3 「 V 」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 m³N/h）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。

(2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m³N/h）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c}$$

(1) 「 Q 」とは、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量（単位 g/h）をいう。

(2) 「 C 」とは、次の式により算出されたばいじんの濃度（単位 g/m³N）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時

間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「Cs」とは、規格Z8808に定める方法により測定された乾き排出ガス中のばいじん濃度（単位 g/m³N）をいう。

ウ 「Os」及び「Cs」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものを用いるものとする。

(3) 「Vc」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 m³N/h）をいう。

$$Vc = \frac{21 - Os}{9} \times Vs$$

ア 「Vs」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 m³N/h）をいう。

(4) ただし、「Vc」が「V」を超える場合にあっては、V/Vc=1とする。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準

ア 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設備基準
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにこれらの記録装置を設置すること（集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計については、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設に限る。）。 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにこれらの記録装置を設置すること。 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。 投入する焼却物の重量を検量する装置及びその記録装置を設置すること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。

イ 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備基準

区分	施設の規模	設備基準
平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

- 備考 1 二次燃焼室は、燃焼ガスが800°C以上の状態で1秒間（一次燃焼室と合わせて、2秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。ただし、1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m²以上のものを除く。）の廃棄物焼却炉にあっては、燃焼ガスが800°C以上の状態で0.5秒間（一次燃焼室と合わせて、1秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。
- 2 排出ガス測定口を設置することとし、排出ガスを空気で希釈する場合にはその影響を受けない位置に設置すること。

2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準

番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度（単位 g/m ³ N）		
			一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		0.20		0.15
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		0.10	0.10	0.05
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
5	条例別表の14の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
6	条例別表の14の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
7	条例別表の16の項に掲げる作業に係るばいじん焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
8	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08

9	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（8の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
10	条例別表の17の項に掲げる作業に係る反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
11	条例別表の18の項に掲げる作業に係る焙燒炉 <small>ぱい じやう らふ</small>	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
12	条例別表の19の項に掲げる作業に係る焙燒炉 <small>ぱい じやう らふ</small>	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
13	条例別表の19の項に掲げる作業に係る煅燒炉 <small>かん じやう らふ</small>	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
14	条例別表の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
15	条例別表の20の項に掲げる作業に係るコークス炉		0.15	0.15	0.10
16	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鉱炉（高炉に限る。）		0.05	0.05	0.03
17	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鉱炉（16の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
18	条例別表の22の項に掲げる作業に係る転炉		0.10	0.10	0.08
19	条例別表の22の項に掲げる作業に係る平炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
20	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
21	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
22	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

23	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焙燒炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
24	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.20	0.20	0.10
25	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.15	0.15	0.08
26	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）		0.10	0.10	0.05
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焙燒炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
35	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

36	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
37	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
38	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
39	条例別表の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
40	条例別表の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		0.50	0.40	0.20
41	条例別表の30の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		0.10	0.10	0.05
42	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
43	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉（光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
44	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉（42の項及び43の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
45	条例別表の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
46	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
47	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（46の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
48	条例別表の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10

49	条例別表の46の項に掲げる作業に係る ^{ばい} せん施設		0.20	0.20	0.10
50	条例別表の48の項に掲げる作業に係る直 火炉及び ^{ばい} せん施設		0.20	0.20	0.10
51	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スタービン		0.05	0.05	0.03
52	条例別表の49の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
53	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
54	条例別表の50の項に掲げる作業に係るガ ス発生炉		0.05	0.05	0.03
55	条例別表の50の項に掲げる作業に係る加 熱炉		0.10	0.10	0.03
56	条例別表の50の項に掲げる作業に係るコ ークス炉		0.15	0.15	0.10
57	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（連続炉に限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.50	0.40	0.25
58	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除 く。）		0.50	0.40	0.25
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
59 の 2	条例別表の51の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
59 の 3	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 4	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ ソリンエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 5	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 る浄化等処理施設		0.20	0.10	0.10
59 の 6	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 るセメント製造施設		0.10	0.10	0.05
60	条例別表の54の項に掲げる作業に係る廃 ガス燃焼施設		0.20	0.10	0.10
61	条例別表の55の項及び59の項に掲げる作 業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
62	条例別表の61の項に掲げる作業に係る発 電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに 限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

63	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
64	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専燃させるものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.03
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.10	0.05
65	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（液体燃料を燃焼させるものに限り、62の項、63の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.04
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.05	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
66	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔に附属するものに限る。）		0.30	0.20	0.15
67	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62の項から66の項までに掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.30	0.20	0.15
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.20
68	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専焼させるものに限る。）		0.10	0.10	0.05
69	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（68の項に掲げるものを除く。）		0.30	0.20	0.15
70	条例別表の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
71	条例別表の63の項に掲げる作業に係る乾燥炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
72	条例別表の66の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
73	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
74	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガソリンエンジン		0.05	0.05	0.04

- 備考
- 1 「一般甲」とは、昭和46年6月23日以前に設置された施設について適用する基準である。
 - 2 「一般乙」とは、昭和46年6月24日から昭和57年5月31日までの間に設置された施設について適用する基準である。
 - 3 「特別」とは、昭和57年6月1日以後に設置された施設について適用する基準である。
 - 4 この規制基準は、64の項に掲げる施設及び65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専焼させるもの

及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。) のうち、小型ボイラーについては、適用しない。

5 この規制基準は、燃料の点火若しくは灰の除去のための火層整理又はすすの掃除に伴って排出されるばいじん(1時間につき合計6分間に超えない時間内に排出されるものに限る。)については適用しない。

6 この規制基準は、排出するばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一の工程の平均の濃度について適用する。

7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から59の項まで、59の5の項、60の項及び61の項に掲げる施設、65の項に掲げる施設(軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。)のうち排出ガス量が10,000m³未満のボイラー、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

(1) 「C」とは、ばいじんの濃度(単位 g/m³N)をいう。

(2) 「On」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項	0
65の項、66の項、69の項	4
64の項、68の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項、67の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項、59の6の項	10
52の項、59の2の項、72の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、70の項、71の項	16
46の項	18

(3) 「Os」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(単位 %)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

(4) 「Cs」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度(単位 g/m³N)をいう。

8 この規制基準は、51の項から53の項まで、59の2の項から59の4の項まで及び72の項から74の項までに掲げる施設のうち、専ら非常用に用いられるものについては、適用しない。

3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準

番号	施設の種類	設備基準
1	ボイラー(液体燃料を燃焼させるものに限り、2の項及び3の項に掲げるものを除く。)	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
2	ボイラー(固体燃料を燃焼させるものに限り、3の項に掲げるものを除く。)	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
3	ボイラー(石炭を専焼させるものに限る。)	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
4	ディーゼルエンジン	ろ過集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
5	金属溶解炉のうちキュポラ	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
6	ガラス溶融炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

7	か 煅焼炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
8	骨材乾燥炉	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

- 備考 1 この規制基準は、専ら非常用に用いられる施設については適用しない。
- 2 1の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L未満の施設のうち、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるもの並びに燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L以上の施設のうち、規格K2203に定める1号灯油（以下「1号灯油」という。）を専焼させるもの及びガスと1号灯油を混焼させるものについては適用しない。
- 3 2の項に掲げる施設は、固体燃料を含有する液体燃料を燃焼させるものを含む。
- 4 3の項に掲げる施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。
- 5 4の項に掲げる施設に係る規制基準は、1号灯油を専焼させる施設及び令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。
- 6 6の項及び7の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500L未満の施設については適用しない。
- 7 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあっては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N}) \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。